

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年11月13日（平成29年（行情）諮問第438号）

答申日：平成30年5月30日（平成30年度（行情）答申第80号）

事件名：特定鉱山の坑内実測図の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）

答 申 書

第1 審査会の結論

次の5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示するとした決定については、開示するとされた部分のうち、文書1の地図部分の全て及び縮尺表記並びに文書5の鉱区境界線の内側部分の全てを不開示とすべきである。

文書1 特定年6月末坑内実測図 特定鉱山（A地区）坑内平面図全体図

文書2 特定鉱山（A・B地区）特定年6月末坑内実測図 特定記号1

文書3 特定鉱山（A地区）特定年6月末坑内実測図 特定記号2

文書4 特定年6月末坑内実測図断面図 特定鉱山（A地区）

文書5 特定年6月末坑内実測図添付図 鉱区境界線と採掘予定範囲図

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月28日付け20170628公開中国第1号により中国経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法13条1項に規定する第三者である特定法人（以下「第三者」又は「審査請求人」という。）が、原処分の取消しを求めたものである。

2 審査請求の理由

（1）理由の不備

法13条3項が定める理由提示義務は、第三者（審査請求人）が反対意見書を提出したにもかかわらず、行政機関の長（処分庁）が開示決定を行う場合において、第三者に対して、当該決定に対する争訟の機会を保障することを目的としている。

処分庁は、本件開示決定通知書において、「（1）及び（5）の行政文書中、鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）に係る情報」について不開示とする（その余は開示される）旨、記載している。

しかし、「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）に係る情報」との記

載だけでは、具体的に図面上のどの範囲がマスキング処理をされるのかが不分明である。例えば、実際の鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）の内側部分のみをマスキング処理をするのであれば、マスキング部分の境界線により、開示請求者は「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の場所（具体的位置）及び範囲（面積等）に関する情報については入手し得る（開示された）状態となる。それに対して、実際の「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」よりも広範囲にマスキング処理をする方法によれば、開示請求者は、「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の場所（具体的位置）及び範囲（面積等）に関する情報は入手し得ないことになる。

処分庁が「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」を不開示として決定する場合に、図面上で具体的に不開示とされる範囲（マスキング処理が行われる範囲）については、審査請求人が、法5条2号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれ」があるかどうか、即ち本件処分の適法性について確認をする際に、非常に大きな利害関係を有する事項である。

処分庁は、文字のみで不開示範囲を明瞭に記すことが困難である場合には、例えば別紙等としてマスキング処理を行った図面を添付する等の方法によって、容易に、審査請求人に対して不開示とされる具体的範囲を示すことが可能であった。しかし、処分庁は、そのような措置をとっていない。審査請求人が、法13条3項の通知から不開示とされる範囲を具体的に了知することができないことは、法令に基づく審査請求を行うに当たって、より具体的かつ効果的な主張をすることを困難たらしめるものである。

行政機関の長が、開示請求者に対する不開示決定通知において十分に理由説示義務を尽くしておらず、当該決定に対する争訟の機会を保障するに足りない場合には、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法（平成5年法律第88号）8条に照らして違法とされるところは、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申においても、先例として積み重ねられてきたところである（開示請求者に対する不開示決定の通知であれば、不開示とされる範囲を詳細に記載し過ぎると、事実上不開示とされた情報を推知可能となる等の問題もあり得るが、法13条3項による第三者への通知に際しては、そのような問題は生じない。）。審査請求人に対して、理由説示義務違反により、争訟の機会を保障していない場合においても同様のことがいえる。

本決定は、法13条3項の理由説示義務を尽くしておらず違法であり、本件処分は取り消されるべきものである。

(2) 文書1及び文書5の「鉱業実施場所(採掘予定範囲を含む。)に係る情報」について

ア 上記(1)の記載のとおり、処分庁が行う理由説明では、審査請求人においては図面上で不開示とされる具体的な範囲が判然としないことから、審査請求人は、処分庁に対して、具体的に不開示とされる部分を示した図面を提供してもらいたい旨、求めた。しかし、処分庁の担当者から拒否された。やむを得ず、審査請求人の従業者は、処分庁の担当者から図面上で不開示とされる具体的な範囲の聞き取りを電話で行い、その聞き取りの結果に基づいて、審査請求人の従業者がマスキング処理がされるであろう範囲を推測したものが、別紙図面である(文書1についてのみ添付しているが、文書5についても同様の問題がある。(別紙図面省略))。

いずれにせよ、審査請求人に具体的に図面上で不開示とされる範囲が不分明な間においては、審査請求人は、審査請求において十分な主張を尽くすことができない。

しかしながら、以下では別紙図面が処分庁が現実に行うことを予定しているマスキング範囲と一致しているものと仮定して、主張を行う。

イ 法5条2号イへの該当について

審査請求人は、平成29年7月6日付けで処分庁に提出した意見書(以下「意見書」という。)において、鉱区境界線及び鉱区座標等を不開示項目とする意見を提出している。その根拠及び事情としては、競合他社や金融機関等が、鉱床の規模や鉱量等を推測し、その資産価値を評価することが可能となり、「さらには…事業計画等を推測することも可能となる等」により、当社が競争上不利な立場に置かれる若しくは資金調達に支障を来す等の理由から法5条2号イへの該当を主張している。また、「第三者等の性質により、地上権を盾に採掘を制限あるいは」鉱区境界線及び鉱区座標により鉱区内外に審査請求人の目的鉱種「以外の異種鉱種の鉱業権を設定する若しくは、敵対的買収に利用する」等、審査請求人が競争上不利な地位に置かれること理由から法5条2号イへの該当を主張している。

しかしながら、鉱区境界線及び鉱区座標(座標軸・点)に関する情報を開示するのみならず、さらに「鉱業実施場所(採掘予定範囲を含む。)」の内側部分のみを不開示とするのであれば、開示請求者は、鉱区境界線及び鉱区座標(座標軸・点)に関する情報のみならず、マスキング部分の境界線により「鉱業実施場所(採掘予定範囲を含む。)の場所(具体的位置)及び範囲(面積等)に関する情報」につ

いても、より具体的に入手し得る状態となる。

これでは、上で引用した「鉱床の規模や鉱量等を推測し、その資産価値を評価することが可能」等の各事情から、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ）事情について、何ら回避されていないことになる。

ウ 法の目的は、法1条に記載されているとおりである。しかし、法3条は開示請求者を限定していない。そのために、特定の事業者が、行政の透明化という法本来の目的とは無関係に、通常では入手し得ない競合他社等の事業上の秘密事項を入手する手段として、情報公開制度を転用目的で利用していることもまた事実である。行政機関の長は、法5条2号イの該当性について判断するに際しては、慎重な検討が望まれる。

なお、審査請求人は、処分庁から送付を受けた平成29年6月30日付け「行政文書の開示請求に関する意見について（照会）」（20170628公開中国第1号）において、「1. 照会のあった行政文書の名称等」の記載が、非常に具体的かつ専門的であることその他の事情から、今回の開示請求者は、競合他社の関係者等である可能性が非常に高いことを懸念している。経済産業大臣及び審査会におかれても、慎重な判断をお願いしたい。

エ 本件においては、鉱区境界線及び鉱区座標（座標軸・点）はもちろんのこと、「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の場所（具体的位置）及び範囲（面積等）に関する情報」についても、開示請求者が認識できないようにするべきである。そのようにマスキング処理を行おうとすれば、当該行政文書中の地図上には有意な情報は残らないことから、本件においては、当該文書中の地図上の全てについてマスキング処理を行う（不開示とする）ことが相当である。

（3）文書1ないし文書5に係る「採掘権の登録番号」について

鉱業権者の採掘権の登録番号については、一般に公表されているものではなく、また当該番号を一般に公表する法制度もない。採掘権の登録番号は、当該鉱業権者に問い合わせる等の特別な方法により知り得た者のみが入手し得る情報である。

採掘権の登録番号が開示された場合には、審査請求人の競合他社等は、容易に審査請求人の当該工場に係る鉱業原簿及び鉱区図の謄本を入手可能となり、既に本件意見書にて記載したとおりの事情から、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- (1) 本件開示請求者は、平成29年6月26日付けで法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し「特定年度坑内実測図」のうち特定鉱山の坑内実測図（A地区の平面図及び断面図）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月28日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し処分庁は、本件対象文書を特定し、法13条1項の規定に基づき、平成29年6月30日付け20170628公開中国第1号をもって第三者に対し、第三者に対する意見提出の機会の付与を行い、当該第三者から、平成29年7月6日付けで本件対象文書の一部開示に支障がある旨の意見書が提出された。
- (3) 処分庁は意見書の内容を踏まえた上で法9条1項の規定に基づき、平成29年7月28日付け20170628公開中国第1号をもって、法5条2号イの不開示情報に該当する部分を除きこれを開示する決定を行い、同項の規定に基づき開示請求者へ、法13条3項の規定に基づき第三者へ、それぞれ通知した（以下、第三者に対する通知を「第三者通知」という。）
- (4) これに対して、法13条1項の第三者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条3号の規定に基づき、平成29年8月9日付けで、諮問庁に対して第三者通知の記載の不備を理由として原処分を取り消すこと及び原処分で開示することとした部分の一部を不開示とすることを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) また、併せて、審査請求人は、行政不服審査法25条2項の規定に基づき、諮問庁に対し、開示の実施の執行停止の申立てを行い、諮問庁は、同項の規定に基づき、平成29年8月14日付け20170814公開経第2号をもって、開示の実施の執行停止をする決定を行い、その旨を審査請求人、開示請求者及び処分庁へ通知した。
- (6) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分及び第三者通知の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求の一部を認容し、第三者通知の記載は変更することが適当であると認められるが、原処分により開示することとした部分を一部不開示とすべきであるとの主張については理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で、本件審査請求の一部を容認し、その他の部分を棄却することにつき、審査会に諮問するものである。

2 本件対象文書

本件対象文書は、採掘権者である特定法人から鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号。以下「施行規則」という。）58条に基づき、

特定鉱山の採掘の状況を示したものとして、特定年度に処分庁に提出されたものであり、題名、採掘権の登録番号、鉱区面積、鉱業権者名、代表者名及び採掘の実績（深度、年度、鉱区線及び凡例を含む。）が記録された平面図及び断面図である。

処分庁は、本件開示請求を受け、文書1ないし文書5を本件対象文書として特定した。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条2号イに該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の決定を行った。

原処分において、不開示とした部分とその理由は、次のとおりである。

(1) 文書1及び文書5の鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）に係る情報は当該事業者の内部管理情報であり、通常公にされていない情報である。したがって公にすることにより、競合他社等の第三者に鉱物の採掘予定量等が推量され、競争上不利な立場に置かれるなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。

(2) 文書2ないし文書4に記載がある図面の名称、項目名、凡例、縮尺、鉱業権者の住所及び名称、採掘権の登録番号、採掘鉱区の所在地並びに目的とする鉱種の名称を除く、図面全体については、採掘予定範囲等が示されており、これらの情報は当該事業者の内部管理情報であり、通常公にされていない情報である。したがって、公にすることにより、競合他社等の第三者に鉱物の採掘予定量等が推量され、競争上不利な立場に置かれるなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、第三者通知における不開示部分の明示が不十分であることから、法13条3項の第三者への理由提示義務を尽くしておらず、審査請求人の争訟の機会を確保していないため、原処分を取り消すべきと主張している。

また、本件対象文書のうち文書1及び文書5について、「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の具体的位置及び範囲（面積等）に関する情報、「鉱区境界線」及び「鉱区座標」に係る部分並びに本件対象行政文書のうち「採掘権の登録番号」に係る部分（以下「不開示請求部分」という。）については「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であり法5条2号イに該当するために不開示とすべきと主張している。

よって、第三者通知の記載の妥当性及び不開示請求部分の法5条2号イ

該当性について、以下検討する。

(1) 第三者通知の妥当性について

ア 第三者通知において、不開示とした部分とその理由について、以下のとおり記載されている。

(ア)「1. 開示決定した行政文書の名称等」の記載

「※上記のうち、(1)及び(5)の行政文書中、鉱業実施場所(採掘予定範囲を含む。)に係る情報、(2)から(4)の行政文書中、図面の名称、項目名、凡例、縮尺、鉱業権者の住所及び名称、採掘権の登録番号、採掘鉱区の所在地並びに目的とする鉱種の名称を除く図面全体については不開示とした。」

(イ)「2. 開示することとした理由」の記載

「上記1.の行政文書については、貴社からのご意見を踏まえて検討した結果、不開示とした部分(上記1.※)を除いて、法第5条各号に掲げる不開示情報に該当しないと認められたため。」

イ 上記アの記載から、第三者が、本件対象文書のどの部分がどのような理由により開示又は不開示と決定されたのかを具体的に了知することは困難であって、当該第三者通知書の記載は不相当であると判断されることから、上記ア(ア)及び(イ)の記載をそれぞれ以下(2)ア及びイ並びに(3)のとおり変更することとしたい。

(2)「1. 開示決定した行政文書の名称等」の記載

ア 「※上記1.(1)及び(5)の行政文書中、鉱業実施場所(採掘予定範囲を含む。)に係る情報は、貴法人の内部管理情報であり、通常公にされていない情報であって、公にすることにより、競合他社等の第三者に鉱物の採掘予定量等が推量され、競争上不利な立場に置かれるなど、貴法人の正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。」

イ 「上記1.(2)から(4)の行政文書中、図面の名称、項目名、凡例、縮尺、鉱業権者の住所及び名称、採掘権の登録番号、採掘鉱区の所在地並びに目的とする鉱種の名称を除く図面全体については、貴法人の採掘予定範囲等が示されており、これらの情報は貴法人の内部管理情報であり、通常公にされていない情報であって、公にすることにより、競合他社等の第三者に鉱物の採掘予定量等が推量され、競争上不利な立場に置かれるなど、貴法人の正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。
(詳細は別添開示決定文書参照のこと)」

(別添省略)

(3)「2. 開示することとした理由」の記載

「上記1.の行政文書については、貴法人からの意見を踏まえて検討した結果、不開示とした部分（上記1. ※）を除いて、既に公となっている情報又は公としても貴法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報ではなく、法第5条各号に掲げる不開示情報に該当しないと認められたため。」

(4) 不開示請求部分の法5条2号イの該当性について

ア 文書1及び文書5のうち、「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の具体的位置及び範囲（面積等）に関する情報について

審査請求人は、不開示部分（マスキング処理の範囲）を「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）の内側部分」と推測し「「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の内側部分のみを不開示とするのであれば、開示請求者は、・・・マスキング部分の境界線により「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の場所（具体的位置）及び範囲（面積等）に関する情報についても、より具体的に入手し得る状態となる。」及び「鉱床の規模や鉱量等を推測し、その資産価値を評価することが可能等競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」旨の主張をするが、原処分では、施業案の採掘予定範囲が判明することによって、鉱床の規模や鉱量が推測される可能性を否定できないことから、法人の生産計画等を推測することが可能となるなど当該法人の利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると認められるため、施業案の採掘予定範囲が特定されないように不開示部分の範囲（マスキング範囲）を設定している。したがって、マスキング部分の境界線により施業案の採掘予定範囲の場所（具体的位置）及び範囲（面積等）に関する情報を入手することはできず、鉱床の規模や鉱量等を推測し得ないことから、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ等があるとは認められない。

イ 文書1及び文書5のうち「鉱区境界線」及び「鉱区座標」に係る部分並びに文書1ないし文書5のうち「採掘権の登録番号」に係る情報について

いずれの情報も鉱業登録令（昭和26年政令第15号）6条の鉱業原簿に記載された情報であり、鉱業原簿は、鉱業登録令10条に規定する閲覧制度によって、誰でも一定の手続を経れば閲覧することが可能であるため、これを公にしても鉱業権者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとは認められない。

したがって、上記(4)のア及びイの情報については、いずれも法

5条2号イが規定する、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当しないものであり、当該情報を開示することとした処分庁の原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、第三者通知については、本件対象文書のどの部分がどのような理由により開示又は不開示と決定されたのかを具体的に了知することは困難であって不相当であるためその記載を変更すべきであるが、不開示請求部分を不開示とすべき主張については、開示することとした情報は法5条各号に規定するいずれの不開示情報にも該当せず、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、主張の一部を認容し第三者通知の記載を変更することとし、その他の開示することとした部分の一部を不開示とすべきであるとの主張については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 平成30年5月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、採掘権者である特定法人から施行規則58条に基づき、特定鉱山の採掘の状況を示したものとして、特定年度に処分庁に提出された特定鉱山の坑内実測図である文書1ないし文書5の5文書である。

審査請求人は、文書1及び文書5における鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）の具体的位置及び範囲（面積等）に関する情報、鉱区境界線及び鉱区座標を含む地図上の全て並びに文書1ないし文書5に記載されている採掘権の登録番号を不開示とすべきと主張しており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 不開示請求部分を原処分において開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書である坑内実測図は、掘進の状況を図面に明示したも

のであり、鉱業法70条により、採掘権者に作成して鉱業事務所に備えて置くことが義務付けられているものである。採掘権者は、施行規則29条に基づき、坑内実測図を平面図及び断面図に分けて作成し、毎月末日までに、前月末日の掘進の状況を記載し、鉱業事務所に備えなければならない。また、施行規則58条に基づき、毎年8月末日までに毎年6月末日の坑内実測図の写しを経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならないとされている。

坑内実測図を鉱業事務所に備えて置かなければならないとしている鉱業法70条の趣旨は、事業着手（同法62条）、施業案の認可の取得（同法63条2項）及び施業案による鉱業の実施（同条3項）等の義務を課される採掘権者が自己の事業遂行の計画と実績とを対比して事業の計画性を確保すること、また、経済産業大臣又は経済産業局長が鉱業権の実施状況を把握することを容易にするためである。なお、経済産業大臣は、同法144条に基づき、その職員に鉱業事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類を検査させることができるとされている。

ただし、坑内実測図を一般に公表することを義務付ける法令上の規定はない。

イ 鉱業原簿には、鉱業法59条に基づき、鉱業権の設定及び変更等の事項が登録されており、鉱業権は、鉱業原簿に登録することで権利としての効力が生じる。

また、鉱業原簿は、鉱業登録令10条により、「何人も、別に政令で定める手数料を納付して、鉱業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は鉱業原簿若しくはその付属書類の閲覧を請求することができる。」とされている。

鉱業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は鉱業原簿若しくはその付属書類の閲覧（以下「鉱業原簿の交付等」という。）を請求する際には、試掘権又は採掘権の登録番号（以下「鉱業権の登録番号」という。）が必要だが、たとえ、鉱業原簿の交付等を請求する者（以下「請求者」という。）が鉱業権の登録番号を知らない場合でも、請求に当たって、国土院発行の50,000分の1地形図等に、鉱業権の設定の有無を確認したい範囲を書き込み、管轄の経済産業局長宛てに鉱業権設定の有無についての確認を依頼することにより、当該エリアに鉱業権が設定されていることを当該経済産業局長が確認できれば、請求者は、当該経済産業局長から当該鉱業権の登録番号等の鉱業原簿の交付等に必要となる情報を得ることができるため、鉱業原簿の交付等を請求することができる。

ウ 文書 1 及び文書 5 における鉱区境界線及び鉱区座標並びに文書 1 ないし文書 5 の採掘権の登録番号は、鉱業原簿及びその一部である鉱区図に記載されているため、開示することとした。

エ 文書 1 及び文書 5 の不開示部分は、採掘予定範囲及び掘進済みの坑道等（以下「採掘予定範囲等」という。）が明らかにならないようにマスキングをするものである。採掘予定範囲等を開示すると、具体的な採掘予定範囲、1 年間の掘進範囲、坑道の形状及び掘進済みの範囲が明らかとなる。それにより、同業他社等に、鉱床の規模や鉱量、鉱物の年間生産量が推測され、優位に事業を展開できる戦略を立てやすくさせる及び異種鉱物の鉱業権を採掘予定範囲に重複して設定される等の対抗措置をとられるおそれがあり、審査請求人の利益を侵害するおそれがある。そのため、不開示としており、不開示部分の設定に当たっては、文書 1 ないし文書 5 及び交付等が可能な鉱区図を組み合わせても鉱床の規模や鉱量が推測されることがないように考慮している。

(2) 諮問庁から、鉱業法、鉱業登録令及び施行規則並びに鉱業原簿の提示を受けて確認したところ、文書 1 及び文書 5 に記載されている鉱区境界線及び鉱区座標は、一定の手続を経れば、何人も取得できる情報であるとの上記(1)イ及びウの諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、法 5 条 2 号イの不開示情報には該当せず、開示することが相当である。

一方、鉱区境界線の内側部分については、諮問庁は、鉱床の規模や鉱量が推測されることがないように考慮して、当該内側部分の一部に不開示部分を設定し、その余は開示することとしたと説明する。しかしながら、諮問庁による不開示部分の設定の仕方では、一般に公にされていない、当該鉱区内の採掘予定範囲等のおおよその位置及び規模という、特定法人の事業計画等に係る情報が明らかとなり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、これを不開示とすべきとする審査請求人の主張を覆すべき事情が存在するとも認められないことから、原処分で不開示とした部分に加え、鉱区内の一部特定地域を図示している文書 1 の地図部分の全て及び文書 5 の当該鉱区境界線の内側部分については、いずれも法 5 条 2 号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきである。

(3) さらに、文書 1 及び文書 5 については、審査請求人が「鉱業実施場所（採掘予定範囲を含む。）」の場所及び範囲に関する情報について不開示とすべきであると主張しているところ、文書 1 の縮尺表記の部分については、これを開示すると、当該鉱区内の採掘予定範囲等のおおよその位置及び規模が推測でき、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあると認められことから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきである。

- (4) 文書1ないし文書5に記載された採掘権の登録番号は、一定の手続を経れば、何人も取得できる情報であるとする上記(1)イ及びウの諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、不開示情報に該当せず、これを開示するとした原処分は妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を開示するとした決定については、開示するとされた部分のうち、文書1ないし文書5の採掘権の登録番号については、法5条2号イに該当しないと認められるので、開示するとしたことは妥当であるが、文書1の地図部分の全て及び縮尺表記並びに文書5の鉱区境界線の内側部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久